

社会福祉法人・施設の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人等指導監査実施要綱第12条に基づき、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課、高齢福祉課、障害サービス課、生活援護課及び子どもみらい部次世代育成課（以下「地域福祉課等」という。）が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人・施設」という。）に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定める。

(公開の目的)

第2条 県民サービスの向上や県民の視点に立った公平性・透明性の高い県政を推進するとともに、福祉サービス等を利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること及び社会福祉法人・施設の運営状況を公開することにより、当該社会福祉法人・施設の健全な運営を促すことを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する情報は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人・施設の概要

- ア 社会福祉法人の名称、所在地
- イ 施設の種類、名称、所在地、運営主体

(2) 指導監査の概略

- ア 実施年月日
- イ 実施区分
- ウ 文書指摘の内容
- エ 改善状況

2 第1項第2号に掲げる事項のうち、「実施年月日」は実地監査又は集合監査を実施した年月日、「実施区分」は実地監査又は集合監査の別、「文書指摘の内容」は指導監査結果通知書において通知した文書指摘事項（以下「指摘」という。）の概略、「改善状況」は指摘に対する改善状況を掲載する。

3 公開する情報は社会福祉法人については様式1、社会福祉施設については様式2により掲載する。

(公開の時期)

第4条 公開の時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事項は、前年度の4月1日現在の情報を当該年度の10月1日を目途に公開する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる事項は、前年度を実施期間とする指導監査に係る情報を当該年度の10月1日を目途に公開する。

2 前項の情報は3か年度分掲載する。

(公開の方法)

第5条 公開は、県のホームページへ掲載するとともに、必要に応じて県政情報センター行政資料コーナーに配架することにより行う。

(公開に際する事務処理)

第6条 地域福祉課等は、社会福祉法人・施設から指摘に対する改善報告を受領した後に、公開する情報を様式1及び様式2に取りまとめ（以下「公開情報」という。）、社会福祉法人・施設に送付する。

2 社会福祉法人・施設は、公開情報の内容が事実に比して過大な表現であるため閲覧者に誤解を招くおそれがあるなど異議がある場合には、公開情報が到達した日から30日以内に地域福祉課等にその旨を文書で申し出ることができる。

3 地域福祉課等は、前項の申出があった場合には、速やかに訂正の必要性について審査を行い、その結果を社会福祉法人・施設に通知した上で公開しなければならない。

(改善状況の取扱い)

第7条 様式1及び様式2における「改善状況」は、社会福祉法人・施設から提出される指導監査結果の改善報告書に基づき「改善済」、「改善中」、「未改善」又は「継続中」のいずれかを掲載する。

2 前項の「改善済」とは指摘に対する改善が完了したことをいい、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは指摘に対する改善の意思がない又は正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しないことをいう。

また、「継続中」とは、次項に定める日において、指導監査が継続している場合をいう。

3 改善状況は、当該年度の8月31日時点の内容を公開する。

4 改善状況に変更があった場合、社会福祉法人・施設は、社会福祉法人等指導監査実施要綱第11条第6項に定める様式2により地域福祉課等に報告するものとする。

5 地域福祉課等は、前項の報告を受けた場合は、速やかに報告の内容を確認し、必要に応じて公開情報を修正しなければならない。

(その他の情報公開項目)

第8条 第3条第1項各号の情報のほかに、次の事項を地域福祉課等のホームページに公開する。

- (1) 指導監査等の根拠法令
- (2) 実施方針・重点事項
指導監査実施方針及び指導監査重点事項
- (3) 指導監査の指導基準
指摘事項に関する判定の基本的な考え方について
指導監査指導基準の見方
指導監査指導基準（法人運営・施設運営・会計）
- (4) 参考
社会福祉法人等指導監査実施要綱
- (5) 公開の目的と対象
- (6) 社会福祉法人・施設の指導監査結果等の公開に係る実施要領
- (7) 指導監査結果等

（非公開情報の取扱い）

第9条 神奈川県情報公開条例(平成12年3月28日神奈川県条例)第5条に規定する非公開情報に該当する情報は、公開しない。

（雑則）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

（施行時期）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。